

# 市道民税と所得税の申告をしましょう

市道民税の申告は生活に直結しています。

市道民税の申告によって国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当などの額が決定されますので、申告をしないことにより税や保険料が高くなったり、医療費の助成が受けられなかつたりしますので、必ず市役所で申告をしてください。

## 配偶者控除と配偶者特別控除の制度改正

配偶者控除は納税者の所得に応じて段階的に控除額が下がっていく仕組みに変更になります。合計所得金額が9,000万円を超える方には影響が出ています。配偶者特別控除については控除適用範囲が広がり、対象者が増えています。右記2つの変更点について詳しく知りたい方は市役所・税務課・市税係までお問い合わせください。

### 申告が必要な方

公的年金收入が400万円以下の方

また、今までの申告から大きな変更点があります。ご確認のうえ申告してください。

公的年金收入が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市道民税の申告をしなかつた方の所得控除は「公的年金源泉徴収票」の記載内容になります。

その他の控除扶養控除や医療費控除等についても申告をする事で受けられるため、申告をされないと市道民税が高く計算される場合がありますので、確定申告が必要となります。申告が不要となつた方でも市役所にて市道民税の申告を行って下さい。

### ■医療費の通知書(お知らせ)

医療費の通知書(お知らせ)が添付書類として使用でき、この通知書を添付することで前記の医療費の明細書への記入を省略できます。

通知書への記載がないものは領収書で補う必要がありま

すので、注意ください。

### ■セルフメディケーション税制

がん検診、予防接種、定期健診など、健康の保持増進

及び疾病的予防を行っている

化したもの)の購入額が1万円以上で、検診などの費用とスイッチOTC医薬品(医療用

だつた医薬品を、有効成分や用法・用量をそのままに市販

して販売する場合が対象となります。控除の上限額は8万8千円です。

### ■医療費の明細書

今回の申告から医療費の領収書の提出が不要になりましたが、医療費の明細書の提出が不要になりました。

様式は市役所窓口にお越し

いただくか国税庁ホームページから入手できます。提

出不要になった領収書につい

ては自宅で5年間の保管が必

要です。捨てないようご注

意ください。

- 事業者(報酬のある方)、農業経営者
- 年金、恩給などの受給者
- 配当金株の配当など、不動産収入(家賃や地代など)、一時的な収入(保険の満期など)、雑収入(その他など)がある方、それぞれ少額である場合も申告が必要
- 平成30年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与所得者で平成30年12月31日までに退職または2カ所以上で勤務し、年末調整ができない方
- 重度心身障がい者医療、ひどり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費助成受給者
- 児童扶養手当受給者
- 所得がなく国民健康保険、後期高齢者医療保険・介護保険などに加入している方

※滝川税務署や郵送、またはe-Taxにて確定申告をした方は、市役所での申告は不要です。

### 医療費の申告について

自身やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費があるときは、次により計算しめた額を控除できます。なお、この控除を受けるには、申告が必要です。(会社などの年末調整では控除されません。)

## 申告口程・時間など

### 持参するもの

- 印鑑(所得税の納税で印座振替を希望する場合は、その銀行印)
- マイナンバーカード、通知カードなど
- 身分証明書(運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など)
- 給与、年金、報酬のある方は、平成30年中の収入を示す資料(源泉徴収票など)
- 営業収入、不動産収入がある方は売上げ及び必要経費に関する資料
- 平成30年中に支払った社会保険料(任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険などの領収書)、生命保険料や地震保険料の控除証明書、醫療費の明細書または領収書、障がい手帳(身体・療育・精神)預金口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカードなど)

期日	指定地域(対象者)	会場
2月13日(水)	収入のない方	市内全域
14日(木)	障害年金受給者	市内全域
15日(金)	遺族年金受給者	市内全域
18日(月)	2月13日(水)	東公民館
19日(火)	大町・東大町・日の出町	市内全域
20日(水)	昭和町・幸町	市内全域
21日(木)	錦町・本町	市内全域
22日(金)	幌岡町・共和町・住吉町	市内全域
23日(土)	百戸町・エルム町	市内全域
24日(日)	大町・東大町・日の出町	市内全域
25日(月)	茂尻中央町・茂尻本町	市内全域
26日(火)	平岸桂町・平岸東町	市内全域
27日(水)	茂尻春日町・茂尻新春日町	市内全域
28日(木)	平岸新光町・平岸西町	市内全域
29日(金)	茂尻新町・茂尻栄町	市内全域
3月1日(土)	茂尻五丁目・茂尻旭町・茂尻原下町	市内全域
3日(月)	市内全域	市内全域

市コミセン  
多目的ホール

お願い

午前8時30分～11時30分、午後13時～16時  
※8時30分以前、11時30分～13時は受付不可



15日(金)	市内全域
14日(木)	桜木町・豊丘町・字豊里
13日(水)	西文京町
12日(火)	北文京町
11日(月)	東文京町
8日(金)	豊栄町
7日(木)	宮下町
6日(水)	若木町南・若木町北
5日(火)	東豊里町・西豊里町
4日(月)	住友地区・赤間地区

※確定申告会場内でのコピーは行いませんので、必要な添付書類(源泉徴収票など)は、事前にコピーなどをからご申告ください。

### 寄附金控除について

寄附金控除の適用を受けるには、前年中(1月1日～12月31日)に支払った寄附金について、所得税の確定申告または市道民税の申告が必要です。

申告には、寄附先の団体などから交付された寄附金の領収証や領収書などを寄附を行ったことを証明できる書類が必要です。なお、領収証などは申告される方が寄附者として記載されているものに限ります。

### 記帳・帳簿などの保存制度について

事業所得、不動産所得、山林所得がある全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要とされています。なお、この記帳・帳簿書類の保存制度についても、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧いただき、滝川税務署(22-2191)までお問い合わせください。電話でお問い合わせの場合は、自動音声に従い「2」をお選びください。



■医療費のお知らせイメージ

■医療費の通知書(お知らせ)医療費の通知書(お知らせ)が添付書類として使用でき、この通知書を添付することで前記の医療費の明細書への記入を省略できます。

通知書への記載がないものは領収書で補う必要がありま